

平成26年

第1回市議会定例会 議案第34号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）
の一部を次のように改正する。

附則第11項各号列記以外の部分中「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

市長等の給料月額および期末手当の額を平成26年4月から平成27年3月までの間について減額するため